鹿屋体育大学学則第28条,第29条及び第30条に規定する既修得単位等の認定に関する取扱いについて

平成14年 2月21日 教 授 会 決 定 改正 平成16年 4月 1日 学 長 裁 定

1. 鹿屋体育大学学則第28条,第29条及び第30条に規定する他大学等で修得した単位等の認定については、次の基準により教務委員会で審議し、決定するものとする。

(1) 単位認定の申請

- ① 単位の認定を希望する者は、他大学等において修得した単位等に係る単位認定申請書(以下「単位認定申請書」という。)により当該単位を修得後すみやかに申請するものとする。ただし、入学前に他大学等で修得した単位等の認定を希望する者は、原則として入学年の4月中に申請するものとする。
- ② 修得した単位等の認定については、提出された単位認定申請書に基づき個別に審議するものとする。

(2) 修得単位等の認定

- ① 学則第29条の規定に基づき,他大学又は短期大学で修得した単位等については, 教養科目及び専門科目について60単位を超えない範囲内で認定する。
- ② 前号で認める単位数のうち、卒業所要単位として認定する単位数については、教養科目について18単位を上限とし、残りの単位については、卒業所要単位以外の自由選択科目として認定する。
- ③ 前号により認定された科目のうち、資格関連科目(スポーツ関連)については、本学で開講する資格関連科目には読み替えないものとする。
- ④ 学則第29条及び第30条に規定する他大学等で修得した単位等については、原則として本学の授業科目名に読み替えて単位を認定するものとする。

(3) その他

- ① 認定する単位数及び評価については、修得科目ごとに審議するものとする。
- ② 評価は、他大学等での評価を参考として、本学の評価基準で評価するものとする。
- ③ 既修得単位等の認定の結果は、申請した学生に対し通知するものとする。
- 2. 既修得単位等の認定に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この取扱いは、平成14年2月21日から施行する。

附即

この裁定は、平成16年4月1日から施行する。